

伊 勢 市 公 報

第 31 号
平成 19 年 2 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 市道の路線の認定について	4
○ 道路の区域の決定について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	7
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	9
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	12
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	13
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	14
○ 都市公園の供用開始について	15
○ 職権による住民票消除の公示について	16
○ 犬の抑留について	17
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	18

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 2 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 1 号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 149 号）の一部
を次のように改正する。

様式第 1 号中

上記のとおり記載事項に相違ありません。 奨学金の支給を受けたいので、申請します。 年 月 日 本人氏名 保護者氏名 (あて先)伊勢市教育委員会		を
申請に対する 民生委員 の意見	民生委員 住所 氏名	㊟

上記のとおり記載事項に相違ありません。 奨学金の支給を受けたいので、申請します。 年 月 日 本人氏名 保護者氏名 (あて先)伊勢市教育委員会		㊟ ㊟ に
--	--	-------------

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第6号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年2月2日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
一色10号線	一色町字橋詰地内		
	一色町字橋詰地内		
日赤東紡線	船江1丁目地内		
	船江1丁目地内		

伊勢市告示7号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成19年2月2日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	一色10号線	4.3～4.6	181.5

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成19年2月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 石 原 隆 生

伊勢市植山町48番地1

変更後 村 林 嗣 男

伊勢市植山町574番地

伊勢市選管告示第2号

平成19年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成19年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日(土)から同月7日(水)までの5日間
(公職選挙法第23条)

伊勢市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成19年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日(土)から同月7日(水)までの5日間
(公職選挙法施行令第23条の11)

伊勢市選管告示第4号

平成19年1月1日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成19年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成19年2月23日から同年3月9日までの間
毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成19年2月6日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
301	株式会社 アクアテック	津市雲出本郷町 1352 番地 1	平成19年1月29日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成19年2月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
260	株式会社 アクアテック	津市雲出本郷町1352番地 1	平成19年1月29日
261	株式会社 鈴工作所	大阪市平野区長吉出戸 5丁目1番54号	平成19年2月6日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成19年2月15日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
302	カワイ電機	伊勢市二見町西1004番地65	平成19年2月6日

伊勢市上下水道事業告示第 8 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 2 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
303	中南勢清掃 有限会社	伊勢市大湊町 201 番地	平成 19 年 2 月 9 日

伊勢市公告第 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 2 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
7 人	7 人	10,242 m ²	3 年
1 人	1 人	5,988 m ²	4 年
4 人	3 人	17,916 m ²	5 年
1 人	1 人	3,213 m ²	6 年
2 人	2 人	2,642 m ²	8 年
1 人	1 人	6,868 m ²	10 年

伊勢市公告第7号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成19年2月5日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (m ²)
フォーラム藤里公園	伊勢市藤里町字槍原 453 番 13、字西起 376 番 26 及び字西起 376 番 44	433.00

供用開始の期日 平成19年2月5日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 公告の日から2週間

伊勢市公告第 8 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 19 年 2 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 職権消除年月日

平成 18 年 12 月 20 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
三重県伊勢市大湊町 264 番地 35	福 永 成 美
三重県伊勢市大湊町 264 番地 35	福 永 聖太郎

伊勢市公告第9号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成19年2月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市勢田町	雑種	黒色	不明	小	不明	

2 抑留した日 平成19年2月9日

3 抑留期限 平成19年2月15日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市病院事業公告第1号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年2月8日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

- 看護師 区分Ⅰ 10人程度（随時採用予定）
区分Ⅱ 8人程度（平成19年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 区分Ⅰについては、昭和26年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者
- (2) 区分Ⅱについては、昭和27年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成19年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの者
- (3) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (5) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成19年3月30日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

区分Ⅰ 合格者との協議によります。

区分Ⅱ 平成19年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるしますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課